

荒川区情報セキュリティ

監査報告書

(概要版)

令和4年3月

1 監査目的

情報セキュリティ外部監査は、組織の重要な情報資産に対する情報セキュリティ対策が適切に整備・運用されているかどうかを第三者の専門的な立場から検証・評価を行い、助言等を与えることである。監査結果をもとに情報セキュリティ対策の更なる改善と徹底を図ることを目的とする。

2 監査範囲

監査対象課	監査対象システム
子ども家庭総合センター	児童家庭相談システム

3 監査方法

- (1) 関係規程及び監査証拠のレビュー
- (2) 監査対象課の執務室等の視察
- (3) 監査対象課の職員へのインタビュー

4 監査実施日程

実施日	区分	内容
令和3年12月8日（水）	予備調査	文書、システム画面、記録類の確認
令和4年1月28日（金）	実地監査①（在宅支援係、児童心理係、一時保護係）	監査証拠確認、執務室視察、職員へ質問
令和4年1月31日（月）	実地監査②（管理職、管理係、児童福祉係）	監査証拠確認、執務室視察、職員へ質問
令和4年3月22日（火）	監査報告会	監査結果を踏まえた監査対象課への指導助言

5 監査人

株式会社アスラボ

6 監査項目

区 分		項 目
監査項目	組織的・人的管理	(1) 職員の遵守事項 (2) 事故・欠陥等の報告 (3) 緊急時対応計画 (4) 外部委託 (5) 自己点検
	技術的管理	(6) 通信ケーブルの配線 (7) 通信回線 (8) パスワードの取扱い (9) アクセス記録の管理取得等 (10) アクセス制御・利用者IDの取扱い (11) 不正プログラム対策 (12) ソフトウェアの更新
	物理的管理	(13) 情報資産の管理 (14) 機器の廃棄 (15) 機器の定期保守及び修理 (16) パソコン等の管理 (17) サーバー等の機器の管理 (18) 外部記憶媒体の利用

7 適用基準等

(1) 適用基準

- ア 荒川区電子情報システム管理運営規程
- イ 荒川区電子情報システムに係る情報セキュリティ対策基準
- ウ 荒川区庁内ネットワーク利用に係るセキュリティ実施手順
- エ 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）情報管理（危機管理）マニュアル

(2) 参考基準

- ア 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- イ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ウ クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン（経済産業省）
- エ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編（個人情報保護委員会））

8 監査結果

(1) 総評

全体として情報資産の管理、システムの運用管理、情報セキュリティ対策について適切に整備・運用されていることが確認された。直ちに事故につながる内容ではないが、軽微な指摘事項や改善推奨事項が確認されたため、改善・対策を実施した。また、優良事項も確認されたため、他所属においても参考としていただきたい。

(2) 監査の指摘事項・優良事項

区分	内容	改善結果等
指摘（軽微）	個々の情報資産を管理する情報資産台帳が確認できなかった。	情報資産台帳については、運用可能な作成基準を検討し台帳の作成を開始する。
	情報資産台帳が定められていないため、個別の情報資産に対するアクセス権限が確認できなかった。	上記に同じ
	緊急受理会議の資料として、原本の複製が配布されるが、不要となった資料の廃棄の確認ができなかった。	会議後の資料の取扱いについて、検討中である。
改善推奨事項	英字と数字を組合せた 8 文字程のパスワードを確認した。	パスワードをより複雑なものに変更した。
	情報資産の運搬に利用している交換便には錠が付いていなかった。	交換便の運用方法について検討する。
	執務室の観察において、複写機の利用方法に際して裏紙利用の運用がありました。	裏紙利用の運用を廃止した。
	手書き管理簿の保存期間を特に定めてはいなかった。	最低保存期間を定めた運用を開始した。
優良事項	離席している職員に伝言を残す手段として、各職員に配布された伝言メモ入れ（通称オレンジファイル）の利用があった。伝言メモを同オレンジファイルに挟み、机の引き出しに入れる運用であるが、伝言メモを机上に放置することが無いため、情報漏洩のリスクが発生しない運用となっていた。	—
	管理している鍵を貸し出す場合、職員個人に与えられた名前付き鍵札と借りる鍵を交換し、個人の鍵札を鍵 BOX に掛けて、借りる方法が行われていた。鍵 BOX を見ただけで、カギを借用した職員は誰かが判別できるように工夫されていた。	—